

平成23年(ワ)第101号 損害賠償請求事件

原 告 上原 正稔

被 告 株式会社琉球新報社

被告第2準備書面

平成23年12月27日

那覇地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 池宮城 紀夫
同 赤嶺 真也
同 島田 考人

代

準備書面2(原告)に対し、以下認否、反論する。

第1 同第1「被告第1準備書面に対する認否、反論」に対して

- 1 同1 「掲載拒否の理由」について
特に認否しない。
- 2 同2 「長期連載執筆の依頼」について
(1) 同(1)について
否認。

答弁書5頁で述べたように、平成19年、原告から被告会社に対して、琉球新報紙上で新たに連載を書きたいとの申し出があり、それを受け、原告と被告会社は、連載の趣旨や内容、回数、連載開始時期などについて協議を行っているのである(乙2)。

- (2) 同(2)について

前記のとおり、被告会社から原告に対して長期連載契約の依頼をした事実はない。

(3) 同(3)について

原告は当時の担当だった池間編集委員に「パンドラの箱を開ける時」というタイトルを告げたと主張するが、そのような事実はない。

乙2に、「前任の池間編集委員が準備していたものです」と記載があることは認める。その余は不知。

(4) 同(4)について

原告の担当が池間編集委員から前泊記者に替わったのは平成19年である。

乙2に記載があるように、平成19年5月21日の時点で、タイトルと初回原稿の内容は決まっていた。また、回数については、協議のうえ、150回～170回程度と決まった。回数が200回程度になることに決まっていたのではない。

乙2には、連載開始は5月25日となっているが、実際に開始したのは26日であった。

3 同3 「連載の趣旨、内容、回数等の決定」について

答弁書や被告第1準備書面で述べたとおり、被告会社と原告は協議のうえで、連載の趣旨、内容、回数等を決定したのである。

4 同4 「乙2号証の前泊メモ」について

(1) 同(1)について

特に認否しない。

(2) 同(2)について

原告は、乙2のメモは、連載執筆契約にかかる協議や合意内容を記録したものではないと主張するが、誤りである。

乙2が作成された平成19年5月21日に、原告と被告会社は本

件契約について、答弁書5頁第3「被告の主張」1(2)に記載した内容で合意しているのである。

(3) 同(3)について

この点もこれまで主張してきたように、連載回数は乙2に記載されているとおり、150回～170回程度とされていたのである。

(4) 同(4)について

本件契約では、これまで述べてきたとおり、初出の資料を使うことが契約内容とされた。そのことは、次のように、乙2に記載されている原告の初回原稿の内容にも表れている。

11行目「誰も知らない戦争の物語がまた始まる」、17行目「ぼくの仕事は事実を発掘し、読者に真実を伝えることだ」、24行目から25行目「伊江島の戦いは知られているようで知られていない」、29行目から30行目「事件の主人公たちの知られざる証言を基に事件の核心を衝くものになるだろう」、乙2の2頁4行目から5行目「その生活や移動など詳細な歴史事実が初めて明らかにされる」、9行目「引き揚げ」の全貌の解明に着手するものである」、11行目から14行目「沖縄県資料編集室にはアメリカ海兵隊の記録500件およそ10万ページが保存されている。この膨大な資料を前に、沖縄戦の研究はまだ始まったばかりだ、というのがぼくの実感だ」。

(5) 同(5)について

原告は、原告の戦記物のスタイルは過去に書いた原稿をもとに新たな資料に基づく事実を書き加え、視点を変えて深めながら書き進んでいくものと主張しているが、被告第1準備書面3頁で述べたとおり、原告は自らが過去に書いた内容そのものを再び記載しているだけである。

法律家が新判例に基づく論文を著述する場合とドキュメンタリーの新連載とは全く異なる。

5 同5「連載執筆契約の内容」について

(1)① 原告は、乙2号証から初出の資料を用いることが契約内容となっていたことを導き出すことは不可能であると主張している。

② しかし、乙2の2行目では明確に「新連載」と記載されている。新たな連載の開始であるから、連載される内容は新しいものでなければならぬこと、また、過去に既に掲載されたものであってはならないことは当然のことである。

読者に対する関係でも新たな内容であること、過去に既に掲載されたものでないことが当然求められている。

(2)① また、原告は、乙2に記載されている「連載内容参考【連載1】」に記載されていることが、連載執筆契約の内容であるとも主張している。

② しかし、かかる記載は、初回原稿の内容であつて、契約内容でないことは明らかである。

初出の資料を用い新連載を行うということが契約の内容となっているのである。

6 同6「掲載拒否をめぐる会合」について

(1) 第1話『みんななくなったー伊江島戦』の連載15回のうち、3回から6回までの内容については、『沖縄戦ショウダウン』の内容と同一であることは原告も認めており、再掲載が許されないという契約に違反していることは明らかである。

(2) 第2話慶良間編に関するやり取りについては、被告第1準備書面4頁(6)で述べたとおりである。

7 同7について

(1) 前述のとおり、第2話慶良間編の掲載についてのやり取りは、6月27日に行われた。

(2) なお、前泊記者が論説副委員長となったのは、平成20年4月からであり、この点は訂正する。

8 同8「最終回原稿の掲載拒否」について
被告第1準備書面6頁で述べたとおりである。

第2 同第2「原告の主張」について

1 同1「原告の著述スタイル」について
否認。

2 同2「反教科書検定意見キャンペーン」について
否認。

準備書面3(原告)第1、2(4頁)以下でも同様のことを述べて
いるので、具体的な反論は、準備書面3(原告)に対する反論で明ら
かにする。

3 同3「星雅彦沖縄県文化協会会長に対する言論封殺」について
否認。

原告の原稿を掲載しなかった理由については、これまで述べてきた
とおりである。

星雅彦に関する主張については、準備書面3(原告)に対する反論
において明らかにする。

以上